

令和6年度 東久留米市 指定管理者モニタリングシート（令和5年度実績）

1 対象施設の概要					
施設名称	市民プラザ		所管部署	市民部生活文化課	
所在地	東久留米市本町3－3－1		開設年度	平成8年度	指定管理者制度の導入年度 平成18年度
施設の設置目的	市民と市民及び市民と行政との交流を図るとともに、市民の文化活動を推進すること				

2 指定管理者の概要					
指定管理者名	株式会社セイウン		指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
指定管理者所在地	埼玉県さいたま市桜区田島9－31－1		初回指定年度	平成28年度	利用料金制の有無 無
他自治体での業務実績	新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール、調布市市民プラザあくろす、我孫子市市民プラザ、我孫子市湖北地区公民館、鎌ヶ谷市きらりホール及び中央公民館 他				
指定管理業務の概要	施設の維持管理運営・コンサート・みんなの交流祭・スマホ教室・東久留米七福神めぐり・つるし雛めぐり・akiヨガレッスンなど				

3 指定管理事業の実績・収支等									
施設利用者数		使用料収入		指定管理料		事業全体収支			
						収入		支出	
令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
54,579人	63,265人	1,366千円	1,454千円	19,330千円	19,639千円	19,330千円	19,639千円	18,106千円	18,756千円
前年度比率	115.9%	前年度比率	106.4%	前年度比率	101.6%	前年度比率	101.6%	前年度比率	103.6%

※百円以下の金額は切り捨て

4 モニタリング事項		
項目	確認事項	チェック欄
公平な使用の確保	＜公平性の確保＞使用許可は適切に行われたか、不適切な利用制限はなかったか	✓
市民サービスの向上	＜事業等運営＞新たなサービスの提供等、具体的なサービスの向上を図っているか	✓
	＜施設維持管理＞設備機能維持のための保守点検、清掃業務・光熱水費・備品管理等に遺漏はないか	✓
	＜情報管理＞個人情報保護及び情報公開について十分配慮し、必要な措置を講じているか	✓
	＜危機管理＞事故・災害等に対する綿密な危機管理体制が整っているか	✓
	＜市民協働＞地域住民と協働した取組みがなされているか	✓
	＜ノーマライゼーション＞障害者や高齢者等に配慮した運営をしているか	✓
	＜モニタリング＞利用者の満足度を図る仕組みや事後評価がなされているか	✓
	＜収支の改善等＞利用者の増、経費の削減などの収支状況改善に向けた取り組みをしつつも、利用者にとって適正な運営をしているか	✓
経費の節減など効率的な運営	＜経費の妥当性＞管理運営経費は、収支計画に基づき、適正に執行されているか	✓
	＜再委託業務＞再委託されている業務の範囲は適切か	✓
	＜環境対策＞市の環境施策を理解し、省エネ省資源等、地球環境に配慮した管理運営がなされているか	✓
		✓
安定的な施設サービスの継続的な提供	＜サービスの信頼度＞施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全、安定的な施設管理ができているか	✓
	＜職員の専門性、配置体制＞職員の指導育成などが適正にされており、施設の管理及び事業の運営を行うにあたって十分な能力を有し、事業内容に適した職員が配置されているか	✓
	＜労働条件＞労働関係法令を遵守した勤務体制が確保されているか	✓
	＜経営基盤＞指定管理者（母団体）は、公共サービス事業提供者にふさわしい理念・方針のもと、経営が安定しており、施設を継続的・安定的に管理できる能力を有しているか	✓
		✓
施設の特性によるサービス提供	＜施設運営＞利用者にとって使いやすい施設運営がされているか	✓
	＜体制づくり＞市民、利用者参加を中心にした企画・実行・評価の体制づくりがされているか	✓
	＜利用者層の拡大＞地域ニーズにあった自主事業の実施による利用者層の拡大を図っているか	✓
※事業計画書等を参考に設定した各施設ごとの確認事項	＜情報収集・発信＞地域の情報収集・発信に努めているか	✓

5 総評（現状と課題等を踏まえた施設所管部署による評価）
・公平な使用の確保について、広く利用者の使用に供していることが認められる。 ・市民サービスの向上について、事業者の創意工夫により自主事業がなされおり、また維持管理についても簡易補修を適宜実施するなど利用者の安全に配慮していることが認められる。 ・経費節減など効率的な運営については、再委託の場合にあって、都度市側にその事実を知らせていることが認められる。 ・安定的な施設サービスの継続的な提供については、利用者アンケートの実施により高い評価を得ており、職員の配置体制も工夫をするなどの努力が認められる。 ・施設の特性によるサービス提供については、市民プラザの特性上、庁舎の一部分として機能しており、このことに配慮した運営が認められる。

6 次年度以降に向けた方向性
・本施設は、市民のコミュニティづくりの基幹となるものであり、今後とも利用者のニーズを適格に配慮をしながら、健康づくり、趣味の醸成、仲間づくりといった観点から企画していくことを期待している。 ・より多くの利用者に楽しんでいただけるよう施設利用の広報、周知活動をこれまで以上に取り組まれない。